

知的財産をめぐる最近の主な取組について

平成28年2月12日
特 許 庁

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

- I-1. 審査の品質管理の取組について
- I-2. 特許に関する最近の主要トピック ～特許・実用新案審査基準に関する取組～
- I-3. 意匠に関する最近の主要トピック ～画像を含む意匠の保護に関する取組～
- I-4. 商標に関する最近の主要トピック ～新しいタイプの商標と商標審査基準の全面改訂～

II. 地域中小企業等への知財支援

- II-1. 特許庁における地域創生・中小企業支援強化について

III. 知財システムの国際化の推進

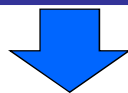
- III-1. グローバルな知的財産環境構築のための取組

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

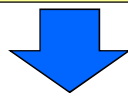
I-1. 審査の品質管理の取組について

審査の質の向上に向けた取り組みの背景

- 事業・研究活動のグローバル化に伴い、知的財産権の創造・活用・保護が国内・海外において円滑に確保され、実効的な意義をもつことができるよう求められている



予見性を高め、有用な権利を設定するため、「**審査の質の維持・向上**」が必要



特許庁では、「品質ポリシー」を公表し、
これに基づく審査するための品質管理システムを構築

「強く・広く・役に立つ特許権を設定します」



(参考)海外での動き

■米国特許商標庁

戦略計画(2014-2018年)に、第1(特許・意匠)及び第2(商標)の戦略目標として品質及び適時性の最適化を掲げ、長官及び特許局長の下に特許品質担当副局長を設置

■欧州特許庁

長官による「Quality is our top priority」とのスローガンのもと、品質管理システムの強化を推進

■国際会合

IP5(五大特許庁会合)、ID5(意匠五庁)、TM5(商標五庁)、そしてPCTの国際機関会合で品質管理について議論

審査の質の維持・向上のための取組

■外国特許文献調査の充実

特許

- ・外国特許分類の情報に関する知識を蓄積・活用
- ・登録調査機関による外国特許文献の先行技術調査の拡充

■審査基準の改訂



特許

意匠

商標

■審査官間の知識共有・意見交換（協議）

担当審査官



協議官（審査官）

特許

意匠

商標

■国際意匠登録出願への対応

意匠

- ・国際意匠登録出願の審査運用マニュアルの整備と研修の実施
- ・国際意匠登録出願の全件協議の実施

■最新の技術・デザイン動向やビジネス動向の把握

- ・事業戦略まとめ審査
- ・面接審査の規模拡大
- ・出張面接審査
- ・出願動向調査
- ・企業コンタクト



特許

意匠

商標

■新しいタイプの商標への対応

商標

- ・新しいタイプの商標の研修を実施
- ・専任の審査チームを編成

■管理職による品質チェック（決裁）

管理職

品質チェック

担当審査官



提出



通知書

特許

意匠

商標

審査の質の把握

■品質監査の実施

- ・品質管理官の配置



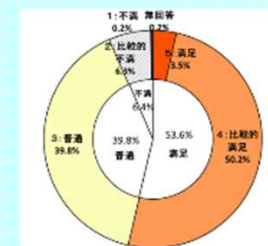
特許

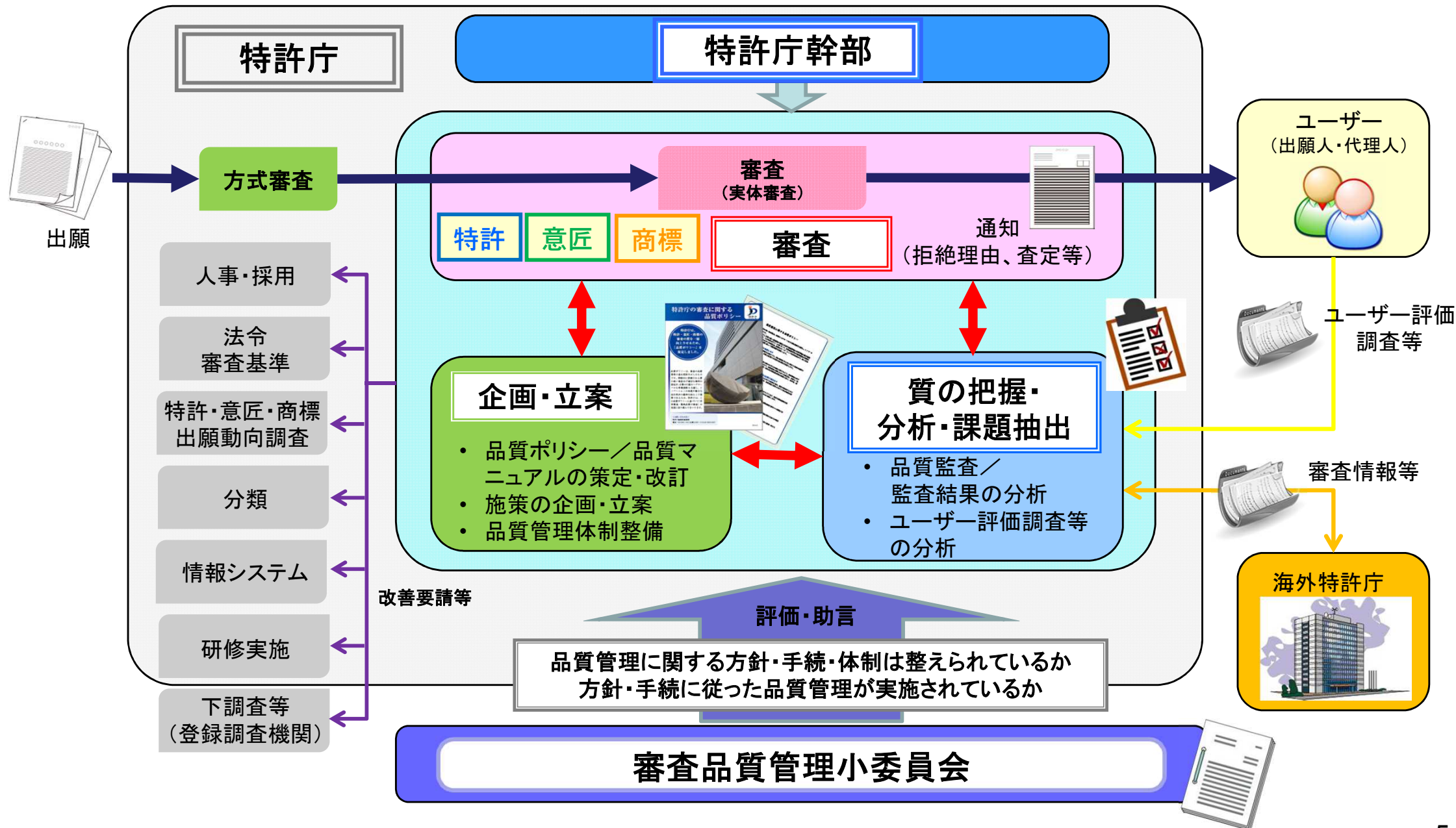
意匠

商標

■ユーザー評価調査

- ・調査規模の拡大
- ・調査項目の追加





審査部の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

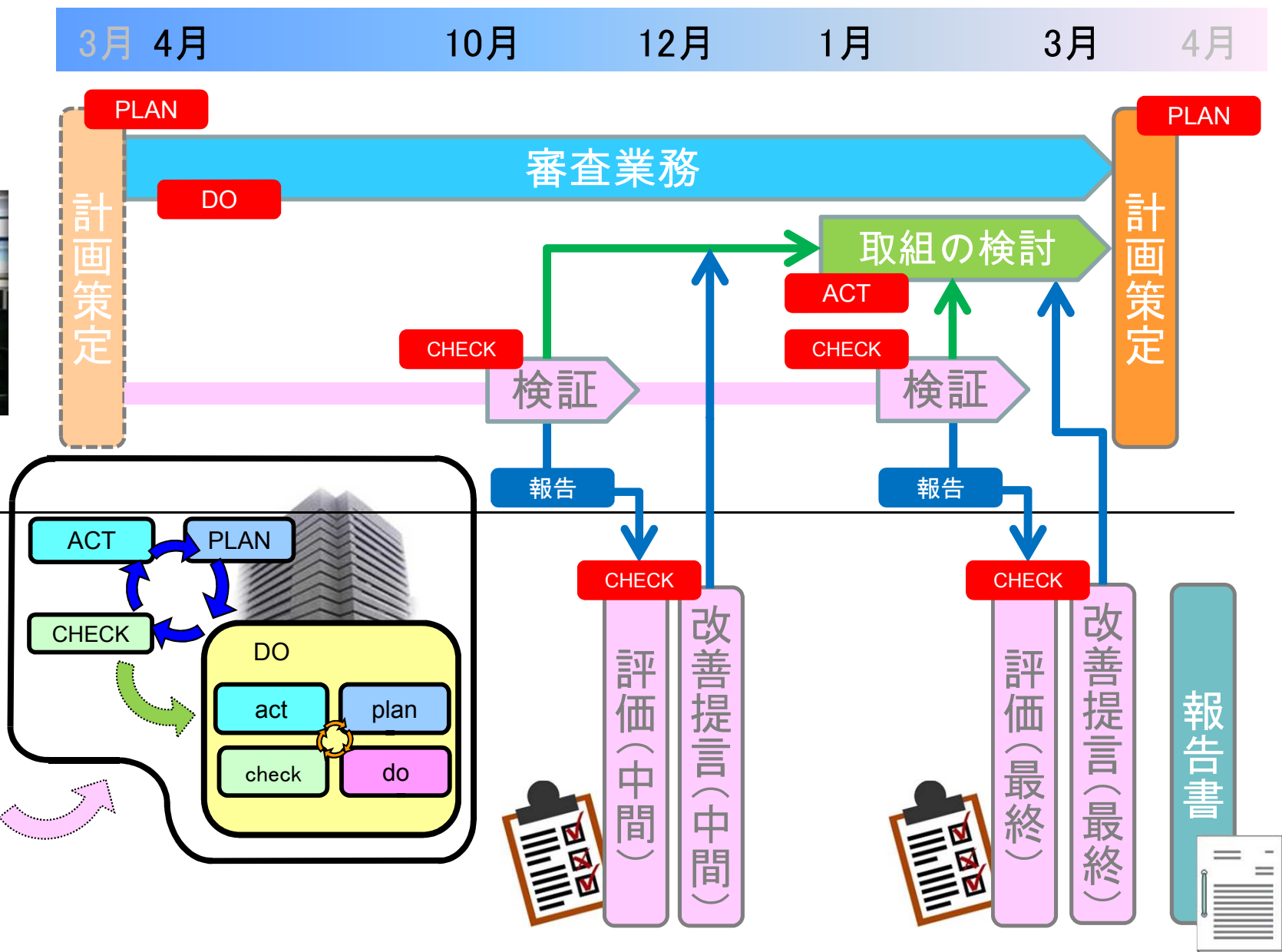
審査部の品質管理



審査品質管理小委



審査の品質管理について
客観的に検証・評価

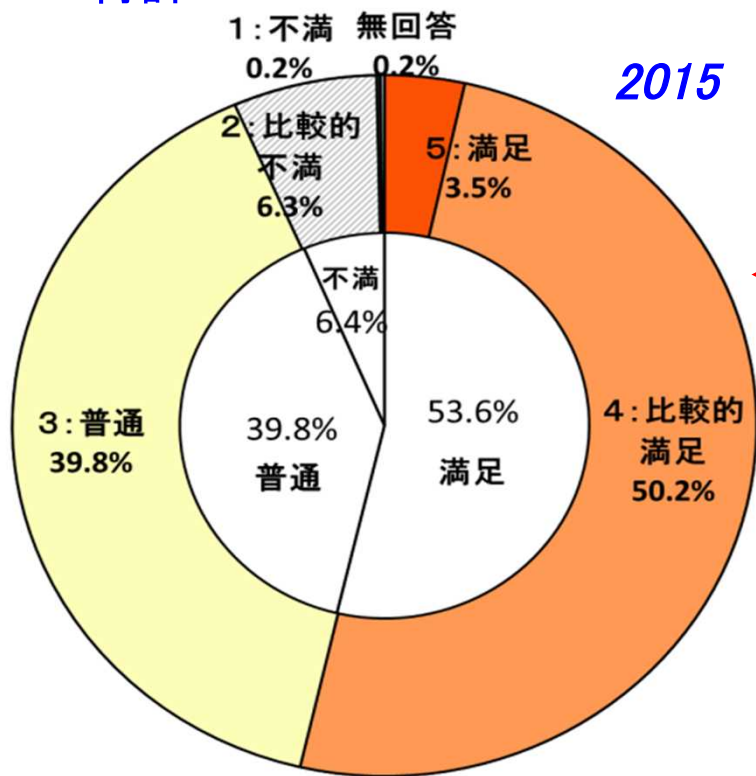


評価の結果については、「審査品質管理の充実に向けて(平成26年度)」報告書(11頁～19頁)参照

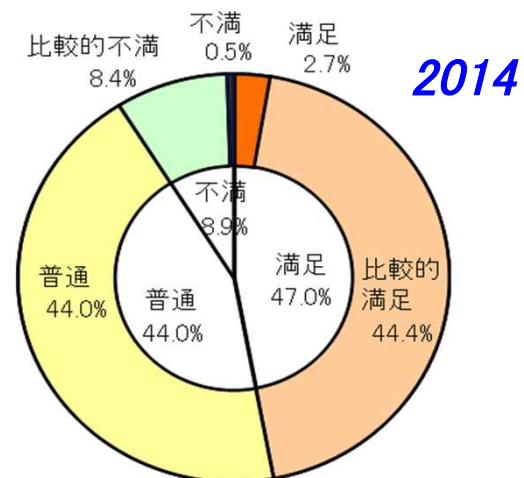
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_jujitu.htm

国内出願における質全般の調査結果 (意匠、商標は2015年から5段階評価での調査を開始)

■特許



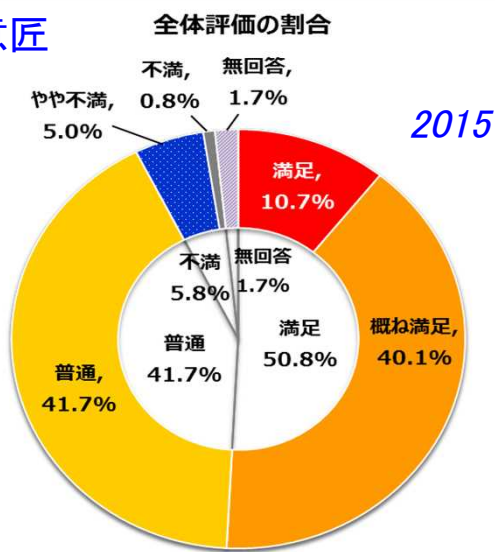
5段階評価の「4」以上の評価の割合が過半数を越え、「2」以下の評価の割合も減少



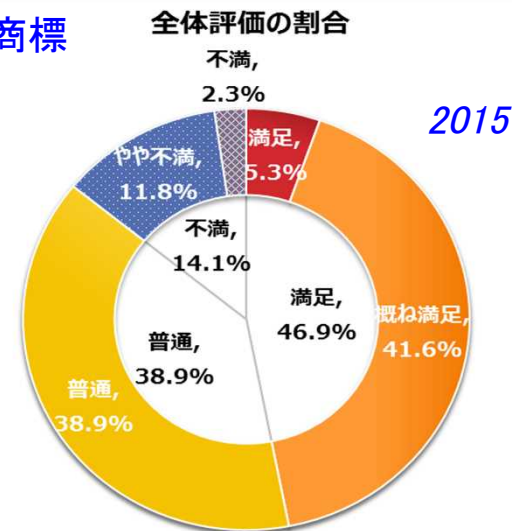
※注

2015年調査は、2014年調査との対比で、調査対象者の拡充がされている点など、一部調査手法が相違するところがあります。

■意匠



■商標



I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

I-2. 特許に関する最近の主要トピック

～特許・実用新案審査基準に関する取組～

- 「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」を全面改訂・公表。平成27年10月より運用開始。
- 「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を策定・公表。平成27年10月より運用開始。
- 英文でも公表し、「審査基準」等を国際発信している。

改訂「特許・実用新案審査基準」等の特徴

- ✓ 基本的な考え方や審査官の判断手法をより明確な論理構成で説明
- ✓ 充実した事例(372件)及び裁判例(193件)(審査ハンドブックに掲載)
- ✓ 図表を活用し、一文を短文化した、簡潔かつ明瞭な記載

- 審査の基本的な考え方をより深く理解できる
- 特許権取得の高い予見性が得られる

○ 審査結果の国際的な信頼感の醸成
○ 「審査基準」等のグローバルスタンダード化
国内の制度ユーザーの他国における権利取得が容易になる。

審査基準

特許法等の関連する法律の適用についての基本的な考え方をまとめたもの。

審査ハンドブック

審査業務を遂行するに当たって必要となる手続的事項や留意事項をまとめたもの。
審査基準で示された基本的な考え方を理解する上で有用な事例・裁判例・適用例も掲載。

PCTハンドブック

日本国特許庁における国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務手順や判断基準について解説したもの。

プロダクト・バイ・プロセス(PBP)・クレームに関する最高裁判決対応

- 平成27年6月5日の最高裁判決(平成24年(受)1204号、同2658号)を受け、7月6日に当面の審査の取扱いを公表。また、その内容を9月に公表した改訂審査ハンドブックに反映。(次ページ参照)
- 審査において「不可能・非実的事実」(※)の存在が認められうる主張・立証の参考例を11月に公表。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/product_process_C151125/pbpc_sankourei.pdf
 - ※ 出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情。
- PBPクレームに該当しない例を平成28年1月に追加公表。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/product_process_C151125.htm#part_02
- 今後、PBPクレームの取扱いについて引き続き検討を行い、平成28年4月上旬を目途に、改訂審査ハンドブックを公表する予定。

PBP最高裁判決に係る対応状況

物の発明に係る請求項の少なくとも一部に「その物の製造方法が記載されている場合」に該当するかを判断

該当する

該当しない

「その物の製造方法が記載されている場合」に該当しない例※1

- ・樹脂組成物を硬化した物
- ・A層とB層の間にC層を配置してなる積層フィルム
- ・メッキ層

拒絶理由無し

「不可能・非実際の事情※2が存在する場合」に該当するかを判断

該当しない

該当する

「不可能・非実際の事情が存在する場合」に該当する例

- ・新しい遺伝子操作によって作られた細胞等

× 明確性要件違反の拒絶理由

拒絶理由無し

出願人の対応（以下の対応をとることが可能です。）

不可能・非実際の事情の意見書等における主張・立証※3

補正

- ・製造方法の発明とする補正
- ・製造方法を含まない物の発明とする補正
- ・請求項の削除

合理的な疑問あり

合理的な疑問無し※4

依然として
「その物の製造方法が記載されている場合」
に該当する

「その物の製造方法が記載されている場合」
に該当しない

× 拒絶査定

拒絶理由解消

× 拒絶査定

拒絶理由解消

※1 平成28年1月27日公表「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当しない例の追加」参照。

※2 出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情。

※3 平成27年11月25日公表「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する「不可能・非実際の事情」の主張・立証の参考例」参照。

※4 審査官が具体的な疑義を示せない場合、合理的な疑問無しと判断します。

審査ハンドブックの該当箇所など、PBPクレームの審査の取扱いに関する情報は、以下URLに整理して掲載している。

http://www.ipo.go.jp/torikumi/t_torikumi/product_process_C151125.htm

- 平成27年11月17日の最高裁判決(平成26年(行ヒ)356号)を受け、特許権の存続期間の延長登録出願に関する審査基準の改訂について審査基準専門委員会WGにおいて検討。
- 同WGの検討結果を踏まえ、現在、審査基準の改訂作業を進めている。改訂案では審査において、最高裁判決の判示内容に沿った判断を行うことを明確にしている。
- 今後、改訂案に対するパブリックコメントを踏まえ、速やかに改訂審査基準を公表する予定。

最高裁判決の概要

最高裁は「出願理由処分と先行処分がされている場合において、延長登録出願に係る特許発明の種類や対象に照らして、医薬品としての実質的同一性に直接関わることとなる審査事項について両処分を比較した結果、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含すると認められるときは、延長登録出願に係る特許発明の実施に出願理由処分を受けることが必要であったとは認められないと解するのが相当である。」と判示した上で、本件については次のとおりに判断した。

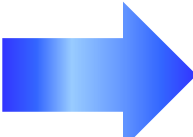
本件処分

有効成分:ベバシズマブ
効能・効果:治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌
用法・用量:他の抗悪性腫瘍剤との併用において、
1回5mg/kg(体重)又は10mg/kg(体重)を
点滴静脈内投与する。
投与間隔は2週間以上とする。



先行処分

有効成分:ベバシズマブ
効能・効果:治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌
用法・用量:他の抗悪性腫瘍剤との併用において、
1回7.5mg/kg(体重)を点滴静脈内投与する。
投与間隔は3週間以上とする。



本件においては、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含するとは認められない。

- 食品の機能性に関する研究開発が盛んに行われていることなどを受け、食品の用途発明に関する審査基準について、審査基準専門委員会WGにおいて検討。
- 同WGの検討結果を踏まえ、現在、審査基準の改訂作業を進めている。改訂案では、食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合には、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定することとしている。
- 今後、改訂案に対するパブリックコメントを踏まえ、速やかに改訂審査基準を公表する予定。

(参考1) 現行審査基準の概要

請求項中に用途限定がある食品の発明については、「食品分野の技術常識を考慮すると、食品として利用されるものについては、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、通常、公知の食品と区別できるような新たな用途を提供することはない」として、用途発明といえない場合に類型化されている(審査基準第III 部第2 章第4 節3.1.2(2)例2)。

そのため、公知の食品の新たな属性を発見したとしても、用途限定を付した食品の請求項では新規性が否定されて、特許保護を受けることができない。

(参考2) 用途発明の特許権の効力範囲

裁判において、用途発明の特許権の効力は、当該用途に供されていない公知の物に無条件に及ぶ訳ではなく、当該用途に供されているか否か検討された上で判断されている。

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

I-3. 意匠に関する最近の主要トピック

～画像を含む意匠の保護に関する取組～

- 情報技術の進展を背景にデジタル機器における画像デザインの利用が急速に拡大する中、意匠審査基準の改訂による画像デザインの保護拡充を骨子とした意匠制度小委員会報告書及び改訂意匠審査基準案が取りまとめ。
- 改訂意匠審査基準に基づく審査運用は、平成28年4月1日から開始予定。新たな審査基準について十分な周知を図るべく、全国主要都市において説明会を実施中(1～3月)。

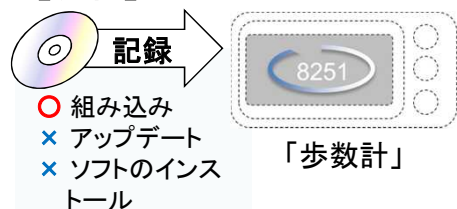
画像デザインの保護を巡る状況

- ・現行意匠法では、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様、色彩又はこれらの結合を「意匠」として保護。
- ・平成18年の意匠法改正(意匠法2条2項)では、画像を、物品の部分の意匠として保護する仕組みを導入。
- ・近年、モバイルデバイス(スマートフォン等)の急速な利用拡大等を背景に、物品と意匠の関係についての社会認識が変化。

意匠審査基準改訂の概要

現行意匠法の規定の下、物品にあらかじめ記録された画像であることを要件とする現行審査基準を緩和して、物品に事後的に記録された画像についても「意匠」を構成するものと認め、意匠登録の対象とする。

【現行】



【改訂後】



機器にあらかじめ記録された画像のみが対象

時期を問わず、機器に記録された画像が対象に

画像を含む意匠の保護に関する具体的取組

産業構造審議会における検討

- ・平成26年1月31日、意匠制度小委員会において、画像デザインの保護拡充に関する検討の方向性を示す報告書を取りまとめ。
～現行法下での運用面の取組について具体的検討を進めつつ、制度の在り方を引き続き検討すべき～
- ・同年2月24日、分科会了承。
- ・平成27年11月20日、意匠審査基準WGにおける検討を経て、運用の緩和に向けた改訂意匠審査基準案を含むWG報告書を取りまとめ。
- ・平成28年1月、意匠制度小委員会での検討及びパブリックコメントを経て、意匠審査基準の改訂による保護拡充を骨子とした同小委員会報告書及び改訂意匠審査基準案を取りまとめ。
- ・平成28年1月下旬～3月上旬、改訂意匠審査基準案についての全国説明会を開催。
- ・平成28年4月1日、改訂意匠審査基準に基づく審査運用を開始予定。

画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の提供

- ・事業者等による画像を含む登録意匠の調査負担を軽減するため、平成27年10月1日より、イメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)を、INPITのウェブサービスとして提供開始。

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

I-4. 商標に関する最近の主要トピック

～新しいタイプの商標と商標審査基準の全面改訂～

新しいタイプの商標の出願・登録状況等の現状

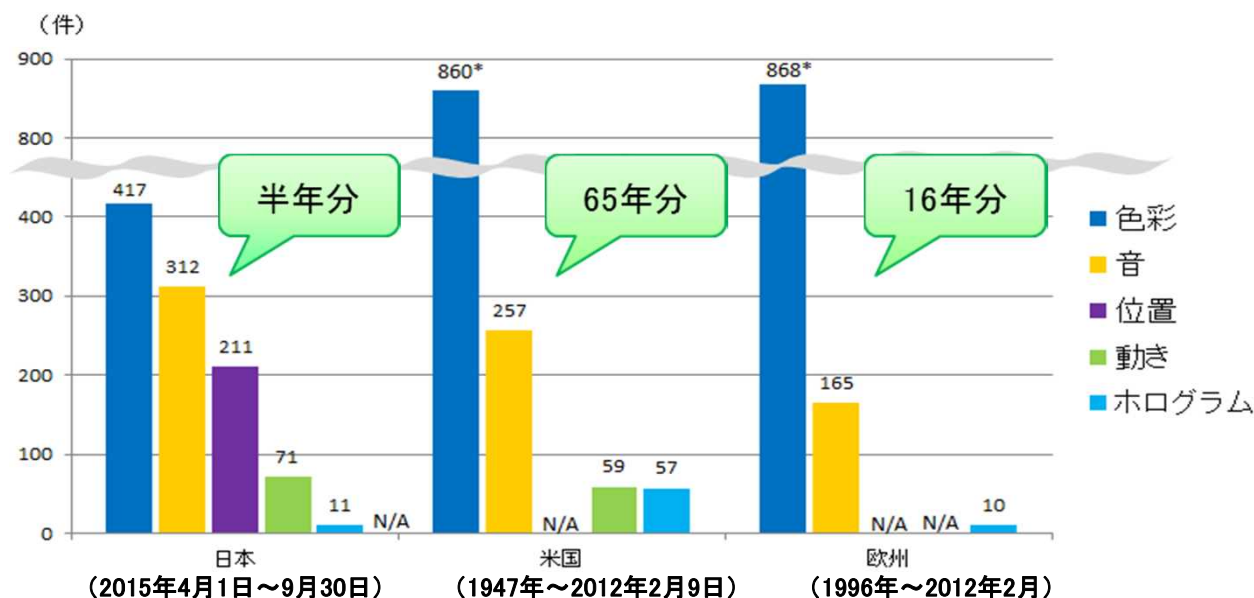
- 2015年末までの出願件数は1,150件。登録件数は40件。
- 商標のタイプ別では、色彩のみからなる商標の出願が最も多い。
- 諸外国と比較して、短期間で数多くの出願が行われている状況。

新しいタイプの商標の出願・登録状況

(2015年12月31日現在)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,150	365	448	243	80	14
登録件数	40	21	0	5	13	1

海外との出願比較



- 商標審査の予見可能性と一貫性を向上させ、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、商標審査基準全体にわたる見直しを実施(2015年度及び2016年度の2年間)。
- 2015年度は、商標の識別力全体について見直しを行い、商標審査基準の該当箇所の改訂を行う予定。

これまでの検討内容 (2015年度)

【概要】

商標の識別力(*)に関する商標審査基準について、裁判例等をもとに内容及び例示を見直し、明確かつ分かりやすいものに改訂する。

(*)識別力とは、自己の商品・役務と他人の商品・役務とを識別できることをいう。識別力がない商標は、商標としての一般的、適格性がなく、保護する必要がないとしてその登録が拒絶される。

【ポイント】

- 「自己の業務における使用」の要件について
業務を行うために国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、出願人が当該資格を有し得ないことが明らかとなるときは、自己の業務において使用する商標とは認めないことを明確化する。
- 書籍等の題号について
書籍等の題号として認識される商標についての判断基準を明確化する。
- キャッチフレーズについて
どのような商標がキャッチフレーズに該当し、登録が認められないかについての判断基準を明確化する。
- 使用による識別力獲得について
近時の裁判例を踏まえて、出願商標と使用商標、指定商品等と使用商品等が厳密に一致しなくても、同一性を損なわない場合は適用が認められることとする。
- 国・地方公共団体の著名な標章
オリンピック等の公益に関する標章についてその内容をより明確化するとともに、具体的な例を追加する。

【今後の予定】

1月から2月にかけて行うパブリックコメントを経て、商標審査基準改訂案を決定し、2016年4月1日から改訂された商標審査基準を適用する予定。

今後の検討課題 (2016年度予定)

【概要】

識別力の要件を満たす商標であっても、公益的理由・私益的理由により商標登録を受けるべきでないものがある。2016年度はそのような不登録事由の商標審査基準について検討を行う予定

【ポイント】

●商標の類否について

商標法は、他人の先願登録商標と同一・類似の商標であって、その指定商品・役務と同一・類似の商品・役務について使用するものは登録できないとしている。その他の登録できない理由にも、商標の類似を含む規定が多くあることから、商標の類否に関する判断基準を明確化する。

●著名な人名等の取扱いについて

商標法は、他人の著名な略称を含む商標は、その他人の承諾を得ている場合を除き登録できないとしている。「著名性」の判断について、商品又は役務との関係を考慮する旨現行商標審査基準に明記されているが、最高裁判決(国際自由学園事件)で示された判断(その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準とする)を踏まえて、見直しを検討する。

●その他、全体的な事例のアップデート、用語の統一等

Ⅱ. 地域中小企業等への知財支援

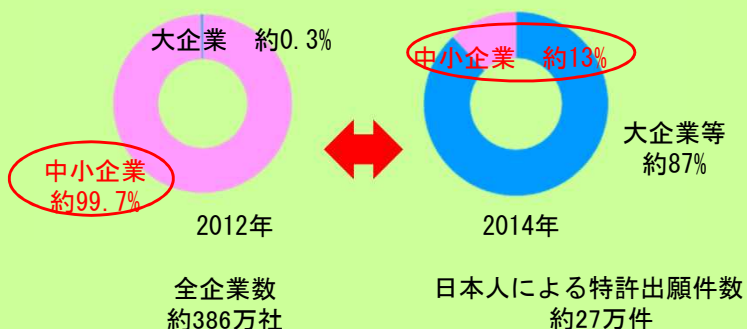
Ⅱ-1. 特許庁における地域創生・中小企業支援の強化について

➤ 中小企業の国内外での知財活用は不十分。政府全体として中小企業の知財戦略強化に向けた取り組みを加速化。

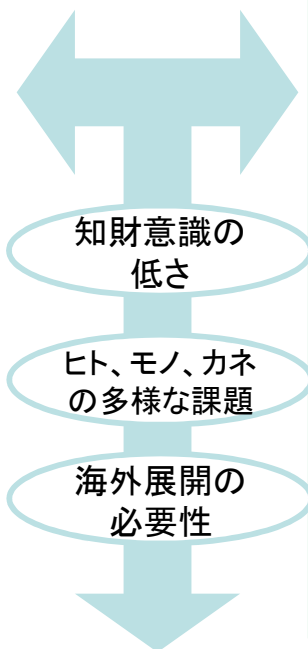
知財の裾野拡大が不十分

- ・企業数の99.7%を占める中小企業の特許出願は増加傾向だが、出願割合は、わずか約13%（米国の約半分）
- ・外国への特許出願率も、わずか16%（大企業の約半分）

企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合

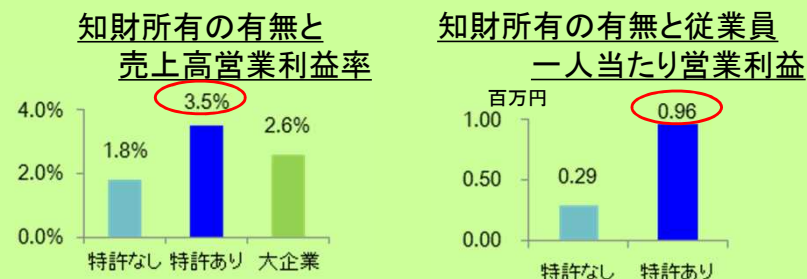


（参考①）日本：2012年11%、2013年12%
（参考②）米国：約25% 韓国：約15%

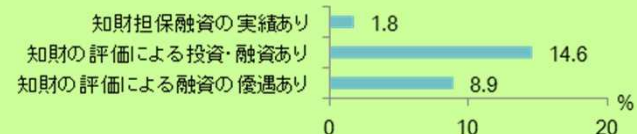


経営に寄与する知財活動の支援の充実

- ・特許権所有企業の方が業績は順調、知財は経営にプラス
- ・しかし、経営者や金融機関の知財意識は、不十分



知財の評価に基づく融資・投資状況



○総理自ら地方を視察し、「中小企業の知財戦略強化を進めるべき」旨指示あり【27年4月11日石川県・福井県下訪問】

○特許法等の改正法の附帯決議（衆・参）において、「中小企業の知的財産活動支援強化」の必要性が明記【27年5月・7月】

「知的財産推進計画2015」【27年6月1日】 知財政策

- 重点3本柱の第1の柱として「地方における知財活用の推進」を位置づけ
- 「地方知財活用促進プログラム」として施策を推進

経済政策 「日本再興戦略改訂2015」【27年6月30日決定】

- 地域中小企業の知財戦略強化が新たに追記
- 知財総合支援窓口の体制強化や先導的な知財ビジネスマッチング活動支援強化等が必要

総合的なTPP関連施策大綱【27年11月25日決定】

○外国での知財権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援強化が明記

- 地域に根付く中小企業の活躍は我が国の経済成長の源泉であるとの認識の下、支援を強化。
- 「①**地域の実情に配慮した支援**」、「②中小企業の多様なニーズに対応する**支援メニューの拡充**」を目指す。
- 以下の**5本の柱**を重視した施策を展開し、地域創生を知財の面から後押し。

28年度予算案額(27年度予算額)

1. 「知財総合支援窓口」の機能強化

【119.4億円の内数(105.9億円の内数)】

知財総合支援窓口(47都道府県(57ヶ所)に設置)について、(独)工業所有権情報・研修館を活用し、①弁理士・弁護士等の活用の拡大(全窓口に専門家を週1回以上配置)及び直接訪問による支援強化、②中小企業支援機関との連携強化等抜本的な機能強化を実施。

【支援件数実績】 23年度:10万件、24年度:12万件、25年度:15万件、26年度:15万件(23年度から1.5倍増)、平成27年度:13万件(27年12月末現在)

2. 地域の先進的な取組支援及び知財金融の促進

【3.0億円(2.5億円)】

以下の施策などを通じ、知財活用の裾野を拡大。

(1) 先進的・意欲的な地域への予算的支援[2.0億円(1.5億円)] **メニュー拡充**

意欲的な地域の先進的な知財活用提案プロジェクトを伴走型で支援(約20テーマ(27年度は15テーマ)を採択予定)。

【27年度採択テーマ】 大企業の知財と中小企業との知財ビジネスマッチング、デザイン試作を通じた中小企業のデザイン力や知財意識の向上

(2) 知財金融支援 [1.0億円(1.0億円)]

知財ビジネス評価書等の作成支援(年間150件)及びシンポジウムなどを通じ、金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進。

【参加金融機関】 26年度試行(22金融機関) → 27年度(63金融機関 27年12月末現在)

3. 地域中小企業による知財活用の促進を担う「橋渡し人材」の派遣

【1.0億円(新規)】

地域における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築活用しながら、シーズとのマッチングから、資金調達、販路開拓までを支援する「事業プロデューサー」を意欲のある地域に派遣。

28年度予算案額(27年度予算額)

4. 調査から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援

【20.5億円(19.2億円)】

(1) <情報収集> 各国及び台湾における知財制度等の調査と情報提供 [10.3億円(10.3億円)]

知財調査員を海外事務所に配置(13名)し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。

【知財調査員配置地域】 27年度: 中国、韓国、台湾、ASEAN、インド、中東、米州、欧州

(2) <調査> 特許情報分析活用支援 [1.4億円(1.4億円)]

研究開発、出願、審査請求の各段階での包括的な特許情報分析を支援し、海外展開を含む経営戦略に貢献。

【支援予定件数】 地域の団体等も対象とした研究開発・出願段階の特許マップ作成支援を強化(50件→100件)

(3) <権利化> 外国出願補助 [6.3億円(6.3億円)]

海外展開計画中の中小企業等に対し、外国出願費用(現地代理人費用、翻訳費等)を助成(約700件を予定)。

【支援件数実績】 25年度: 381件(40地域)、26年度: 540件(43地域+JETRO)

(4) <権利活用> 地域団体商標海外展開支援 [0.6億円] **メニュー拡充**

地域団体商標の海外展開を支援し、地域産業の活性化に貢献。

(5) <係争> 海外侵害対策補助 [1.3億円(1.2億円)] **メニュー拡充**

①海外の模倣対策費用(侵害調査、行政摘発等)、②冒認出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用に加え、③悪意のある者による先取り商標出願の取り消し費用を対象に追加。

(6) <係争> 海外知財訴訟保険補助 [0.6億円(新規)]

中小企業等を会員とする団体の海外知財訴訟保険の創設を支援。

※上記の他、知財総合支援窓口や海外展開知財支援窓口(海外知的財産プロデューサー)による相談支援及び日本発知財ビジネス海外展開支援も継続して実施。

5. 発明のインセンティブ向上に向けた支援

中小企業の職務発明制度の理解促進(普及)と職務発明規程整備の専門家相談(支援)を両輪で実施。

※上記の他、特許庁の地域での活動強化に向けた施策(巡回特許庁/地域知財戦略本部)の強化を実施予定。

<参考①> 中小企業の実性に応じた知財支援策の活用

- 中小企業の実性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その実性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業（主に製造業等）
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（主に卸売業・小売業、サービス業等）

27年度新規★

28年度新規★

28年度拡充※

中小企業(385万社)		全国支援メニュー				地域支援メニュー
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連		資金面	
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許:74% 意匠:67%	① 技術・ものづくり	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート★	特許情報分析活用事業★	外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
	下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業					
卸売業・小売業 92万社(24%) 出願件数比率 意匠:22% 商標:25%	② デザイン・ブランド	早期審査(意匠)	デザイン専門家派遣	ブランド活用促進支援※	外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	事業プロデューサー★ 地域支援補助金★※
	地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業	地域団体商標 早期審査(商標)	ブランド専門家派遣		外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	

<参考②> 地域団体商標に関する一貫支援の強化

- 地域団体商標に係る支援の強化を通じて、地域再生をパッケージで支援。
- 28年度は、地域団体商標の活用を重視した以下のメニューを整備し、「権利取得」のみならず、特に海外事業展開を念頭においた「権利活用」及び「知財係争対策」までを対象とする地域団体商標に関する一貫支援を強化。

<拡充>①海外戦略構築等の支援

②海外での知財係争対策支援（海外で先取りされた悪意のある商標の取消を支援）

権利取得・活用に係る支援<国内>

【外国出願補助金】

権利取得

- 中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構及び都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成
- 26年度から地域団体商標も補助対象に追加
- 補助率：1/2
- 補助上限額：一企業あたり300万円まで（複数案件）
特許150万円、実用・意匠・商標60万円
冒認対策商標30万円
- 「群馬県達磨製造協同組合」は、同補助金を利用して、地域団体商標「**高崎だるま**」を中国、台湾へ出願し、アジア圏の市場を開拓へ

群馬県達磨製造協同組合

【知財総合支援窓口】

権利取得

- ブランド専門家を活用し、地域の中堅企業等地域を支える企業や組合の相談拠点を整備
- 県、市、弁理士会、東北特許室と連携した「**雄勝硯**」の地域団体商標取得に向けた支援の実施。
- 知財総合支援窓口が調整を行い、県、市などが権利取得に必要な資料の収集に協力。
弁理士会は、出願手数料（弁理士手数料含む）を負担
- 26年9月30日に出願、早期審査請求を行い、同年12月19日に登録。



「雄勝硯」

【地域による支援】

権利取得

権利活用

- 東北、九州等の各経産局等で、地域ブランドの創出と促進を図る独自の取組を実施し、地域ブランド化に係るガイドブックを作成
- 地域の支援機関等の先進的な知財支援の取組（アイデア）を集め、その実施を補助
[地域知財支援力強化補助金]



地域団体商標の活用支援の強化(補助金)

【事業概要】

権利活用

- 中小企業にとって、身近な知的財産であるデザイン・ブランドの活用を促進し、商品・サービスの高付加価値化及び事業化を支援
- 地域団体商標に登録されている農水産品、飲食品、特産品、観光地等を対象に、当該ブランドの海外での周知・普及を支援し、**世界に通用するブランド化を後押し**
- 支援対象：地域団体商標を取得した地域団体
- 支援内容：
 - ①地域団体商標のブランド戦略策定
 - ②海外での事業化支援
⇒成功モデルの創出と全国への展開

【実施スキーム】

特許庁

JETRO

- ①ブランド戦略策定支援
- ②海外事業化支援

・地域団体商標取得団体
事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人等

【地域団体商標の活用事例】

<事例>今治タオル

世界に通用するブランドを構築

<主な知財活動>

- ・著名なアートディレクターを起用し、「今治タオル」をブランド化。海外にも展開。
- ・独自のブランドマーク・ロゴを付与
- ・中国における冒認商標出願に対し、組合と市が連携して対応。



<ブランドマーク・ロゴ>



海外展示会(イタリア)

海外での知財係争対策支援(補助金)

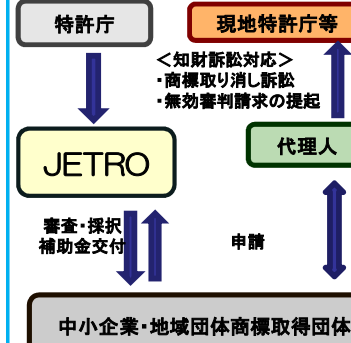
【事業概要】

<拡充>

係争対策

- 実施主体：(独)日本貿易振興機構
- 支援対象：中小企業・地域団体商標を取得した団体
- 補助対象費：**弁護士への相談等係争前費用及び係争費用**
※損害賠償金、和解金は対象外
※冒認商標の場合、拒絶査定不服審判に係る費用、商標買取費用は対象外
- 補助率：2/3
- 補助上限額：一社あたり500万円まで
- 対象国：全地域

【実施スキーム】



【中国での冒認出願事例】

- 「大雪旭岳源水」
- 北海道東川町農業協同組合による地域団体商標。
- 環境省の「平成の名水百選」にも選定。
- 27年2月登録。



【支援の活用イメージ】

- 次のケースにパッケージで対応
- ①知財侵害で訴えられた場合
- ②冒認商標を取り消す場合

①知財侵害で訴えられた場合

- 知財侵害で訴えられた場合、弁護士への相談、訴訟準備、訴訟対応
- 【知財係争対策支援 2/3補助】

②冒認商標の取消が必要な場合

- <冒認商標の発見の契機例>
- ①海外へ商標出願し、拒絶
- ②海外で模倣品を発見し、調査
- ③中小企業商標先行登録調査

- 冒認商標を確認、取消し・無効に係る係争
- 【知財係争対策支援 2/3補助】

- 冒認商標の取消後、外国出願
- 【外国出願補助金 1/2補助】
- 模倣品の調査
- 【2/3補助】

<参考③-1>海外展開支援(権利化から侵害対策まで一気通貫)

- 中小企業や地域ブランドの海外展開を、権利化から侵害対策まで「一気通貫」で支援。
- 28年度は事業展開(侵害対策)段階での支援メニューを拡充予定(28年度予算案)。

情報収集

模倣対策マニュアル・侵害事例集の提供
各国知財制度基盤情報整備事業9.3億円(9.3億円)
台湾知財制度基盤情報整備事業1.0億円(1.0億円)

事業の内容

○知財調査員を海外事務所に配置し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。

○その一環として、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」「侵害事例集」等を作成し、HP等で提供。

<知財専門家の配置>

韓国、中国、台湾、シンガポール、タイ、インド、ドバイ、アメリカ、ドイツ

<模倣対策マニュアル・侵害事例集の提供>

韓国、中国、台湾、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、シンガポール、UAE、トルコ、ロシア、チリ、ブラジル、メキシコ 他20地域。順次作成・更新

事業検討

特許情報分析活用支援
中小企業等特許情報分析活用支援事業1.4億円(1.4億円)

事業の内容

中小企業等の費用負担が重い特許情報分析について、①「研究開発」、②「出願」及び③「審査請求」の各段階に応じた包括的な調査支援を実施。※平成27年度開始

<①研究開発段階 ②出願段階>

○「研究開発」段階では、特許情報を活用した中小企業等の研究開発戦略の策定を支援し、効果的な研究開発投資を促進。

○「出願」段階では、中小企業等の技術に関するオープン・クローズ戦略等、出願戦略の策定を支援し、効果的な知財活用を推進。
※100件を予定

<③審査請求段階>

○「審査請求」段階では、特許調査を通じた権利取得判断を支援。
※500件を予定

権利化

外国出願支援補助金
中小企業等外国出願支援事業6.3億円(6.3億円)

事業の内容

中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るためJETRO及び都道府県中小企業支援センター等を通じ外国出願にかかる費用を助成。※平成20年度開始

<補助率> 1/2

<補助上限額>

- 1企業の上限額：300万円
- 案件毎の上限額：特許 150万円
実用・意匠・商標(地域団体商標含む) 60万円
冒認対策商標出願 30万円

<予定件数> 1000件程度

<参考③-2> 海外展開支援(権利化から侵害対策まで一気通貫)

- 事業展開(侵害対策)段階においては、冒認出願対策や係争に対する資金的支援を強化。

事業展開 (侵害対策)

海外侵害対策補助金(拡充:新規メニュー)

中小企業等海外侵害対策支援事業 1.3億円 (1.2億円)

事業の内容

JETROを通じ、①模倣品による権利侵害調査費用、②海外において知財侵害で訴えられた場合の対応費用、さらに③冒認商標※取消係争に係る対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使と侵害係争対策を促進。

※海外で悪意のある第三者が日本ブランド商標を先取りしている場合

<①模倣品対策>

模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用。地域団体商標も対象【28年度拡充】。 <上限400万円>

<②防衛型侵害対策>

海外で外国企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用。地域団体商標も対象【28年度拡充】。

<上限500万円>

<③冒認商標無効・取消係争>

中小企業の所有する商標や地域団体商標に係る異議申し立て、取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用。

【28年度新規】

<上限500万円>

海外知的財産訴訟保険補助金(新規)

中小企業等海外知的財産訴訟保険事業 0.6億円

事業の内容

新興国等、海外で知財侵害によって訴えられるリスクへの対策のため、中小企業を会員とした全国団体の団体保険として、海外知財訴訟保険を創設。

中小企業の保険掛金1/2を助成し、掛金負担を軽減することを通じ中小企業の加入促進を支援。

<補助金交付先>

海外知財訴訟保険を団体保険として創設する「中小企業を会員とした全国団体」。

<補助内容>

会員となる中小企業の保険加入時の掛金の1/2

<予定加入件数>

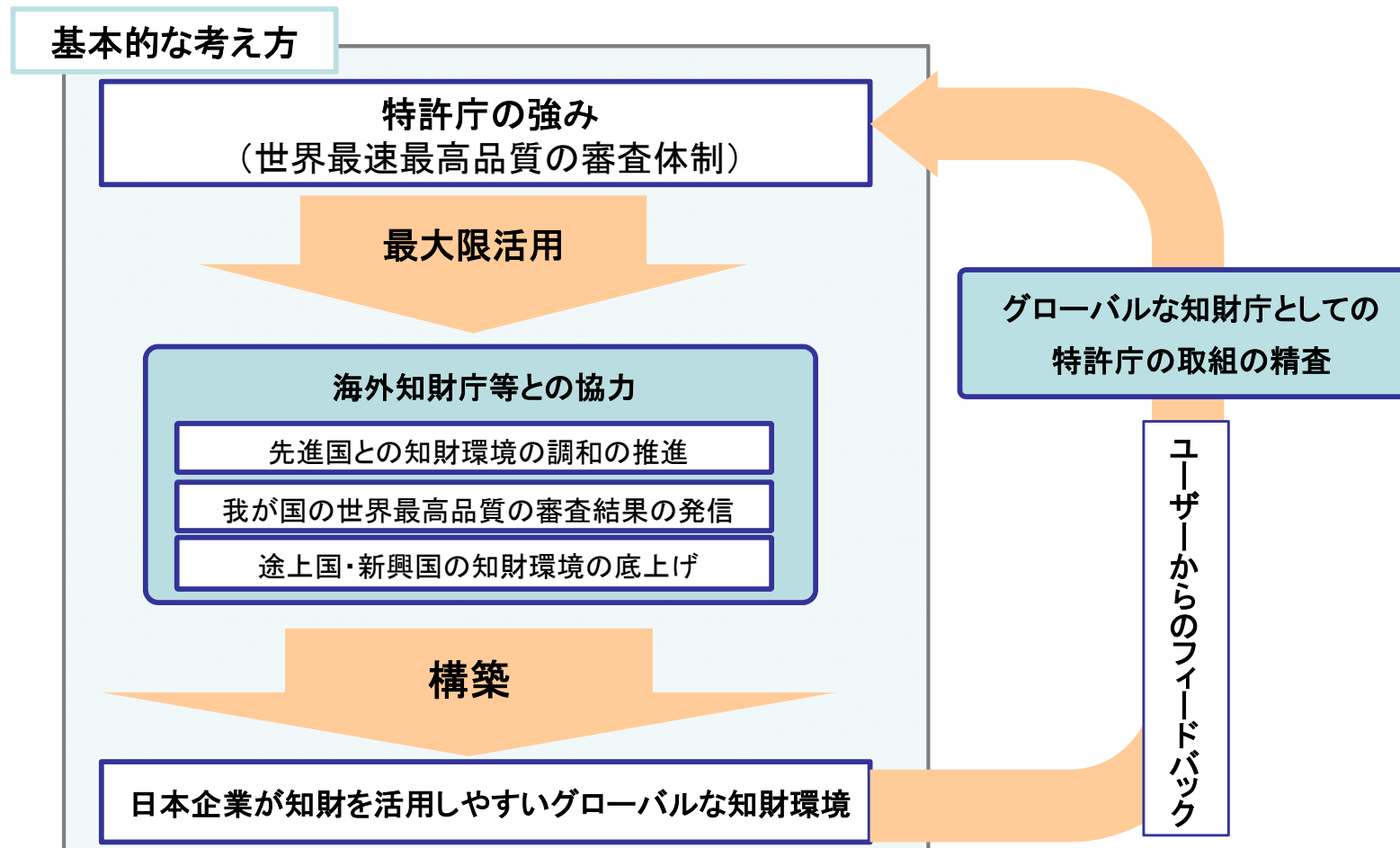
500件

※中小企業の海外進出国として関心の高いアジア地域における係争を想定

Ⅲ. 知財システムの国際化の推進

Ⅲ-1. グローバルな知的財産環境構築のための取組

- 特許庁の役割は、産業財産権制度を通じて、発明や意匠の創作の奨励、商標の保護により、日本の産業を発展させること。
- IT技術の進展、TPP等の経済連携協定等を通じて、企業活動がますます国籍や国境を越え、日本企業の海外進出や、海外企業の日本国内進出が進むことが予想される中、日本を含めあらゆる国で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境（グローバルな知的財産環境）が、日本の産業発展のために、ますます重要。
- 特許庁としても、
 - ①長年の経験に基づく強みを活かし、海外知財庁と協力しながら、日本企業が知財を活用しやすいグローバルな知財環境を構築するとともに、
 - ②ユーザーの声を聞きながら、グローバルな知財庁としての特許庁の取組を精査することが、より一層重要な役割となっている。



【目標】日本企業があらゆる国で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境の実現

日本の強みを活かした知財環境の調和の推進

□ 審査制度・運用の調和

- ・ 世界最大の出願件数を有する中国を含めた主要五庁（日・米・欧・中・韓）の枠組みや欧米を中心とした先進国グループを通じた、審査制度・運用のルール形成

□ 審判制度・運用情報の交換

- ・ 日中・日韓・日中韓審判専門家会合

世界最速最高品質の審査結果の発信

□ 特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大・運用改善

□ PCT国際調査・国際予備審査機関（ISA／IPEA）の管轄国拡大

□ 日米協働調査の推進

□ グローバルな出願・審査情報共有ネットワーク（グローバルドシエ）の構築

日本の知財システムの浸透を通じた知財環境の底上げ

□ 審査の迅速化・質向上のための支援

- ・ 審査官派遣・受入
- ・ 国際研修指導教官の派遣

□ 国際条約加入・運用支援

- ・ マドリッドプロトコル（マドプロ；商標の国際登録制度）
- ・ ハーグ協定（意匠の国際登録制度）

□ 情報化支援

- ・ 書類の電子化支援
- ・ 新興国インフラ整備の支援

□ 知財制度・執行体制等の環境整備支援

- ・ JICA長期専門家派遣（ミャンマー、ベトナム、インドネシア）
- ・ 知財人材育成（知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者、教育機関職員等）

□ 日本の強みを活かした知財環境の調和の推進

- B+会合(先進国グループ)において、特許制度調和に関する各国の共通認識についての文書に合意し、新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)や先使用权などの4つの項目について、それぞれグループを立ち上げ、議論を推進。
- 第1回意匠五庁会合(ID5)を開催し、意匠分類の情報共有・整備など、意匠分野での五庁間の協力に合意。
- 商標五庁会合(TM5)において、マドプロにおける各庁の出願手続に関する情報ガイドをとりまとめた他、今後、「悪意の商標出願」の各庁における最新の事例集を作成することなどに合意。
- 第1回日中審判専門家会合を開催し、今後の日中審判専門家会合の進め方や、審判官の相互派遣等について協議するとともに、両国の審判制度や統計等の情報を交換。

□ 世界最速最高品質の審査結果の発信

- PPHをチェコ、エジプト、ルーマニア、エストニアと開始(日本は34か国と締結)。ベトナムとは本年4月に開始予定。
- ISA管轄国として新たにアメリカ、ブルネイ、ラオスを追加し、全10か国に拡大。
- 日米協働調査を開始。
- WIPO-CASE(世界知的所有権機関(WIPO)が提供する特許の出願・審査情報共有ネットワーク)に正式参加。

□ 日本の知財システムの浸透を通じた知財環境の底上げ

- 第5回日アセアン特許庁長官会合を開催し、マドプロ特有の実務、審査迅速化のための採用者育成・業務管理等を支援する協力プログラムと、2016年以降の更なる協力の深化に合意。
- ブルネイ、ラオス、タイ、インド、エジプト、アルゼンチンと協力覚書を締結(これにより、アセアン10か国全てと協力覚書を締結)。
- 50か国以上の研修生を約480名招へいし、長期専門家3名(ミャンマー、ベトナム、インドネシア)、短期専門家を7名派遣。
- 国際研修指導教官による海外知財庁向け審査官育成スキームを通じて、インド、フィリピン、ベトナム、チリの審査官約80人に対して審査実務指導を実施。
- シンガポール、フィリピン、ベトナム、タイと特許公報等のデータ交換を行うことに合意。

海外での支援体制(知財専門家の配置)

